

## 登録事項の変更届提出書類

- 1 変更の届出は、変更があった日から30日以内に行わなければなりません。（旅行業法第6条の4③）
- 2 旅行者代理業者が●印の変更についての届出をする場合は、代理業契約書の写しも必要です。
- 3 変更届出書〔4号〕の「新」欄に、変更のあった年月日を記入してください。

届出者	変更内容	提出書類	備考
旅行者 及び 代理業者	●氏名（名称）変更	・変更届出書〔4号〕 ・変更届出添付書類〔5号①〕 ・履歴事項全部証明書（法人の場合） ・住民票（個人の場合）	
	●申請者住所の変更 （法人の場合、本社所在地）	・変更届出書〔4号〕 ・変更届出添付書類〔5号①〕 ・履歴事項全部証明書（法人の場合） ・住民票（個人の場合）	
	○代表者氏名の変更 （法人のみ）	・変更届出書〔4号〕 ・変更届出添付書類〔5号①〕 ・履歴事項全部証明書 ・役員欠格事由に該当しない旨の宣誓書	
	●営業所名称変更	・変更届出書〔4号〕 ・変更届出添付書類〔5号（右記参照）〕	<変更対象> 主たる営業所：5号① その他 "：5号② 代理業者：5号③
	●営業所所在地変更	・変更届出書〔4号〕 ・変更届出添付書類〔5号（右記参照）〕	<変更対象> 主たる営業所：5号① その他 "：5号② 代理業者：5号③
	●営業所の新設	・変更届出書〔4号〕 ・変更届出添付書類〔5号（右記参照）〕 ・旅行業務取扱管理者（※1）選任一覧表 ・合格証又は認定証の写し ・履歴書 ・（※1）の欠格事由に該当しない旨の宣誓書	<新設対象> 主たる営業所：5号① その他 "：5号②
	●営業所の廃止	・変更届出書〔4号〕 ・変更届出添付書類〔5号②か③〕	<廃止対象> その他営業所：5号② 代理業者：5号③
	●商号変更	・変更届出書〔4号〕 ・変更届出添付書類〔5号①〕	
旅行者	代理業者に関する登録事項変更（上記以外）	・変更届出書〔4号〕 ・変更届出添付書類〔5号③〕 ・代理業者契約書の写し	新設、廃止、住所変更、名称変更 （廃止により該当が無くなる場合5号③は不要）
代理業者	所属旅行者の氏名（名称）変更	・変更届出書〔4号〕 ・変更届出添付書類〔5号①〕	
	所属旅行者の住所（所在地）変更	・変更届出書〔4号〕 ・変更届出添付書類〔5号①〕	